

内 職
令和2年7月14日

各 所 属 長 様

職 員 課 長

令和2年度働き方改革推進強化月間の取組について（通知）

国においては、7月から9月を「働き方改革推進強化月間」として重点的に取り組むこととしております。

本市においても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、職員の柔軟な勤務体制の確保が求められている中で、業務継続とワークライフバランス推進の双方の観点から、テレワークの試行及び職員の分散勤務の試行に取り組むこととします。

（人事係）

記

1 試行内容

- (1) サテライトオフィスの試行
- (2) 前橋工科大を活用した職員の分散勤務の試行
- (3) 在宅型テレワークの試行

2 実施方法

- (1) サテライトオフィスの試行

ア 期間

令和2年7月20日（月）～令和2年9月30日（水）

イ 実施方法

サテライトオフィスに設置したパソコンより自席のパソコンをL G W A N回線で接続、遠隔操作し業務を行います。

ウ サテライトオフィス設置場所

- | | |
|-------------|----|
| (1) 本庁（図書館） | 1台 |
| (2) 城南支所 | 1台 |
| (3) 大胡支所 | 2台 |
| (4) 富士見支所 | 1台 |

(2) 前橋工科大を活用した職員の分散勤務の試行

ア 期間

令和2年7月20日（月）～令和2年7月27日（月）

イ 実施場所

前橋工科大 多目的ホール

ウ 対象所属

情報政策課、職員課、行政管理課

(3) 在宅型テレワークの試行

ア 開始時期

7月中旬に端末納品後、準備が整い次第開始予定

イ 実施方法

市有施設外からでもL G W A Nネットワークに接続できる端末を30台導入し、事前予約制による貸し出し方式にて、職員の自宅から勤務をおこなえるようにします。

3 その他

- (1) サテライトオフィスの試行については、別途掲示します。
- (2) 在宅型テレワークの試行については、詳細が決まりましたら後日改めて通知します。
- (3) テレワーク等実施者には、後日、アンケート等を依頼する予定です。

職員課人事係
内線3507